

○鶴ヶ島市健康づくり推進協議会条例

平成28年3月24日条例第16号

(設置)

第1条 市民の健康の増進及び食育の推進に関する施策を推進するため、鶴ヶ島市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査し、及び審議する。

- (1) 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に規定する市町村健康増進計画の策定に関すること。
- (2) 食育基本法（平成17年法律第63号）第18条第1項に規定する市町村食育推進計画の策定に関すること。
- (3) 前2号に規定する計画に係る施策に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 健康の増進又は食育の推進に関し学識経験を有する者
- (2) 健康の増進に関する活動、食育の推進に関する活動その他の市民活動を行う団体を代表する者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長をそれぞれ1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その

職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、協議会の会議への出席を求め、その意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、健康づくりの推進を主管する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。